

富士箱根伊豆国立公園（箱根地域）の公園計画の変更案及び 箱根地域生態系維持回復事業計画の策定案の概要

1 背景

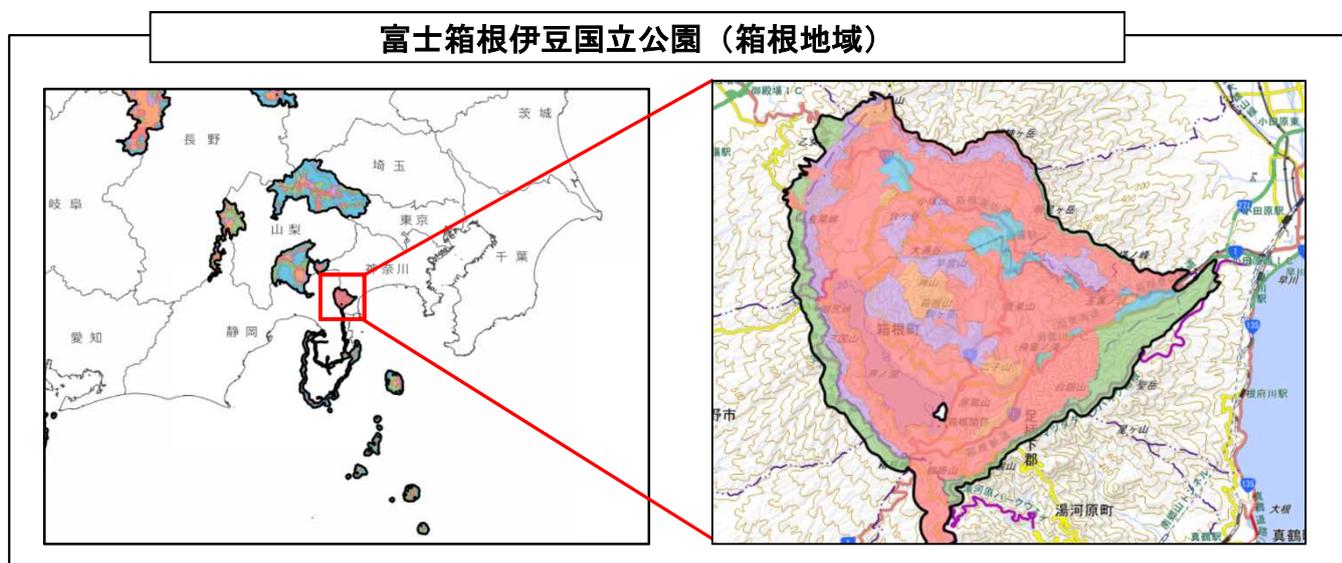
富士箱根伊豆国立公園のうち、箱根地域（別添区域及び公園計画図参照）は、神奈川県と静岡県にまたがる5市3町の合計面積11,166ヘクタールの区域で、そのほとんどを神奈川県箱根町が占めている。同地域は昭和11年に国立公園として指定され、その後、昭和13年に一部区域を拡張し、昭和50年に全般的な公園計画の見直し（再検討）を実施し、昭和58年、平成2年、平成11年、平成18年及び平成27年にそれぞれ点検を実施し、現在に至る。

箱根地域は、典型的な複式火山で、複雑な地形を呈している他、植物相が豊富で固有種が多く、標高800m以上の部分では、ブナ、ヤマボウシ、ミズナラ等の自然林が残されており、富士山火山帯固有のハコネコメツツジ、マメザクラ、サンショウバラなどの植物が分布している。また、箱根カルデラ北西部に残るカルデラ床である仙石原湿原は、神奈川県唯一の湿原であり、首都圏の比較的低地に現存する数少ない湿原で、希少な湿原植物や昆虫などが生育・生息している。仙石原湿原は山焼きや草刈りなど人為的な管理により維持されている半自然草地でもある。

しかし、100年以上にわたってニホンジカの生息が確認されていなかった箱根地域においても、1980年代からニホンジカの目撃が目立つようになり、平成25年度には仙石原湿原の中でもニホンジカが活動していることが明らかになった。箱根地域において、これからも徐々に密度が増加していくことが予想され、今後、踏み荒らし・採食圧の高まり等の影響が懸念されるなか、貴重な湿原植物のある仙石原湿原については特に影響を受けやすく、その保全は急務である。

また、オオハングソウ、オオアワダチソウ、オオブタクサ等の外来植物が箱根地域内で確認されており、生育地の拡大により在来植物への被圧等、生態系への影響が懸念される。

このため、ニホンジカや外来植物による影響を低減し、富士箱根伊豆国立公園箱根地域の生態系を維持又は回復するため、公園計画に生態系維持回復事業の追加を内容とする公園計画の変更を行うとともに、公園計画に基づき生態系維持回復事業計画を策定する。



2 公園計画の変更

(1) 生態系維持回復事業の追加

ニホンジカ及び外来植物による影響を低減し、富士箱根伊豆国立公園（箱根地域）の生態系を維持又は回復するため、公園計画に生態系維持回復事業を追加する。

※詳細は、富士箱根伊豆国立公園（箱根地域） 公園計画変更書（環境省原案）を参照

3 生態系維持回復事業計画の策定

(1) 生態系維持回復事業計画の名称

富士箱根伊豆国立公園 箱根地域生態系維持回復事業計画

(2) 生態系維持回復事業計画の策定者

農林水産省、環境省

(3) 生態系維持回復事業計画の計画期間

平成 29 年 9 月 1 日から事業の目標を達成するまでとする。

(4) 生態系維持回復事業の目標

箱根地域において、平成 29 年現在の状況と比較して植生劣化が起きない程度にニホンジカの密度を維持するほか、外来生物の防除も含めて生物多様性の保全を図るとともに、観光業及び農林業への影響が最小限となるようにすることを目標とする。

(5) 生態系維持回復事業を行う区域

富士箱根伊豆国立公園箱根地域

(6) 生態系維持回復事業の内容

- ①生態系の状況の把握及び監視（モニタリング）
- ②生態系の維持又は回復に支障をきたすおそれのある動植物の防除
- ③動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
- ④生態系の維持又は回復に必要な普及啓発
- ⑤前各号に掲げる事業に必要な調査等に関する事業

(7) 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

- ①生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項
- ②生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携に関する事項
- ③生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

※詳細は、箱根地域生態系維持回復事業計画（環境省原案）を参照